

岩手県告示第500号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する医療の内容	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
栃内第二病院	滝沢市大釜吉水103番地 1	整形外科に関する医療	育成医療及び更生医療	令和8年7月1日
岩手県立高田病院	陸前高田市高田町字太田512番地 2	整形外科に関する医療	更生医療	令和8年8月1日
八幡平市立病院	八幡平市大更第25地割328番地 1	腎臓に関する医療	〃	〃
サカモト薬局大通り店	花巻市大通り一丁目15番19号		育成医療及び更生医療	〃
一関ドライブスルー薬局	一関市狐禅寺字大平123番地 2		〃	〃
アイン薬局東山町店	一関市東山町長坂字町388番地		〃	〃
そうごう薬局一関店	一関市中里字神明44番地 2		〃	〃
銅谷調剤薬局	一関市銅谷町 9 番24号		更生医療	〃
大手町薬局	一関市大手町 7 番 2 号		育成医療及び更生医療	〃
はまゆり調剤薬局	釜石市大渡町二丁目 6 番17号		〃	〃
さいとう薬局	八幡平市清水151番地 2		〃	〃
リリィ薬局西根店	八幡平市大更第25地割309番地 3		〃	〃
はなぞの薬局	奥州市水沢佐倉河字慶徳76番地 1		〃	〃